

スポーツ体験事業チャレンジスポーツ教室
事務手続きの流れ

- 1 交付金について（通知）（県スポーツ協会→各関係団体）
- 2 交付金請求書の提出（各関係団体→県スポーツ協会）
 - 提出書類 交付金請求書 様式1
 - 開催要項
 - 提出期限 令和5年5月2日（火）まで
 - ※1実施団体につき10万円を上限に支給します。
- 3 交付金の支給について（県スポーツ協会→各関係団体）
 - 関係団体指定の競技力向上対策費振込口座に振り込みます。
- 4 実績報告書の提出について（各関係団体→県スポーツ協会）
 - 提出書類 実績報告書 様式2
 - 事業報告書 様式2-2
 - 収支決算書 様式2-3
 - 証拠書類 領収書、チラシ等。コピー可。
 - ※領収書は必ず交付団体名で宛名を記載してください
 - ※実施状況を撮影し、プリントした写真またはデータの提出を
お願いいたします。
 - データ 提出先： suishin@gunma-sports.or.jp（スポーツ推進課宛て）
 - 提出期限 事業終了後2週間以内
- 5 交付金の確定について（通知）（県スポーツ協会→各関係団体）
 - 県スポーツ協会にて実績報告書を精査のうえ、交付金を確定します。
 - 決算金額が交付額に満たなかった場合は、交付金確定通知に基づき、その差額を返納して下さい。
- 6 その他
 - (1) 上記の提出書類の様式等は、群馬県スポーツ協会ホームページの事業関係書類ダウンロードに掲載してありますのでご参照ください。
 - (2) 日程や募集条件等で変更が生じた場合は、県スポーツ協会までご連絡ください。